

尾張旭市監査公表第15号

平成29年3月2日付け尾張旭市監査公表第6号をもって公表した定例監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成29年3月30日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 篠 田 一 彦

情報課

監査の指摘事項	措置状況
予定価格の作成に当たっては、尾張旭市契約規則第14条第2項により、予定価格書を封入する必要があるが、スパムメール対策システム保守委託契約において、当該手続が行われていない。また、平成28年度の電算契約事務に係る予定価格書の作成において、予定価格書の日付が平成27年になっているものが複数見受けられた。	尾張旭市契約規則に基づき、適切に事務処理を行うよう徹底します。 今後におきましては、同様の誤りがないよう十分な注意を払い、適切に事務を行います。